

議事録（概要）

会議名	第1回芦屋町都市計画審議会					
会場	芦屋町役場3階 31会議室					
日時	令和4年5月13日（金）15:00～15:30					
委員の出欠	会長	内田 晃	出	副会長	片山 和夫	出
	委員	藤崎 英毅	出	委員	福島 直人	出
	委員	吉永 武	出	委員	中山 孝康	出
	委員	横尾 武志	出	委員	宮崎 計二	出
	委員	萩原 洋子	出	委員	坂本 里美	欠
件名・議題	<p>1. 会長あいさつ</p> <p>2. 議事</p> <p>（1）経過報告について〔報告事項〕</p> <p>（2）閲覧及び縦覧資料（案）について〔審議事項〕</p> <p>（3）都市計画決定までの流れについて〔報告事項〕</p> <p>3. その他</p>					
合意事項 決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事（2）について、閲覧及び縦覧資料（案）の説明を事務局より行い、委員全員より承認された。 ※委員からの意見については、県と協議を行う。 ・ 議事録案の確認は、基本的に会長と副会長で行うこととした。 					

第1回芦屋町都市計画審議会 議事録

1 会長あいさつ

内田会長あいさつ

2 議事

(1) 経過報告について〔報告事項〕

【事務局による説明】

※ 経過報告について説明した。

【質疑・意見等】

質疑・意見等なし

(2) 閲覧及び縦覧資料（案）について〔審議事項〕

【事務局による説明】

※ 閲覧及び縦覧資料（案）について説明した。

【質疑・意見等】

（委員）

資料 P.8 図面について、橋梁の架け替え部に矢印が表示されているが、これは何を示すものか。幅員か。

（事務局）

橋梁の架け替え部に表示される矢印は、橋梁幅員を示すものである。

閲覧及び縦覧資料（案）は、県との協議を踏まえ作成しているが、より見やすくなるよう留意する。

（会長）

幅員の表示は、変化点ごとに必要なのか。

（事務局）

閲覧及び縦覧資料（案）は、県との協議を踏まえて作成している。幅員変化点の表示の必要性については、再度、県と協議する。

（会長）

資料 P.4 図面について、廃止区間が黄色塗りされているが、用途地域の色塗りと重なってわかりにくくなっている。

(事務局)

図面の表現方法については、県と協議する。また、参考資料として住民説明資料（議事 1 P.1 P.2）を提示することを検討する。

(会 長)

他に質疑・意見等はないか。

特になければ、質疑を打ち切り、「閲覧及び縦覧資料（案）」について、お諮りする。

事務局より説明があった「閲覧及び縦覧資料（案）」のとおり、決定する」ということでよろしいか。

-異議なし-

(会 長)

それでは、審議会として、「閲覧及び縦覧資料（案）」のとおり、決定することにより決定する。

(3) 都市計画決定までの流れについて〔報告事項〕

【事務局による説明】

※ 都市計画決定までの流れについて説明した。

【質疑・意見等】

質疑・意見等なし

3 その他

(会 長)

その他に委員から意見等はないか。

-意見等なし-

(会 長)

事務局から、何かあればお願いします。

(事務局)

事務局から、3点連絡事項がある。

1点目は、本会議の発言内容は議事録としてまとめ、公表されることとなっている。そのため、事務局で作成した議事録案を公表前に確認してもらい必要がある。本来なら委員全員に確認すべきだが、前回と同様、会長、副会長に確認をお願いしたい。

なお、発言内容について確認を希望する場合は、事務局まで連絡をお願いします。

2点目は次回審議会の日程について、次回審議会は11月を予定しており、日時が決まり次第、改めて連絡する。

3点目は報酬と費用弁償の支払いについて、本日の審議会と11月に予定

している審議会の2回分をまとめて支払う予定としている。

(会 長)

議事録は要点筆記であり、発言者が特定されないよう氏名は記載せずに作成される。異議がなければ議事録案の確認については基本的に私と副会長に任せていただいてもよいか。

-異議等なし-

(会 長)

以上で本日予定していた審議はすべて終了した。

※審議会後、確認した事項

【議事（2）閲覧及び縦覧資料（案）について】

①地図等の見やすさについて

審議会では印刷の関係で地図等を小さくし、本来のサイズより小さなA3サイズで印刷していた。総括図（案）は縮尺1/10,000、計画図（案）は縮尺1/2,500が本来のサイズであり、実際にはA1程度の大きさを閲覧等することになるため、見やすくなる。

②地図に標記されている色や幅員について

閲覧資料等は「新都市計画の手続き」（都市計画協会発行）を基に資料を作成している。そのため色や幅員の標記は変更することはできない。

③閲覧等実施する際、住民説明資料を提示することについて

閲覧及び縦覧資料として住民説明資料を提示することはできないが、参考資料として提示することは可能。